

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

畜産物流通調査は、畜産物の取引数量、価格等を把握し、畜産物に関する生産・出荷の調整、価格安定等各種施策の資料を提供することを目的とする。

2 調査の根拠

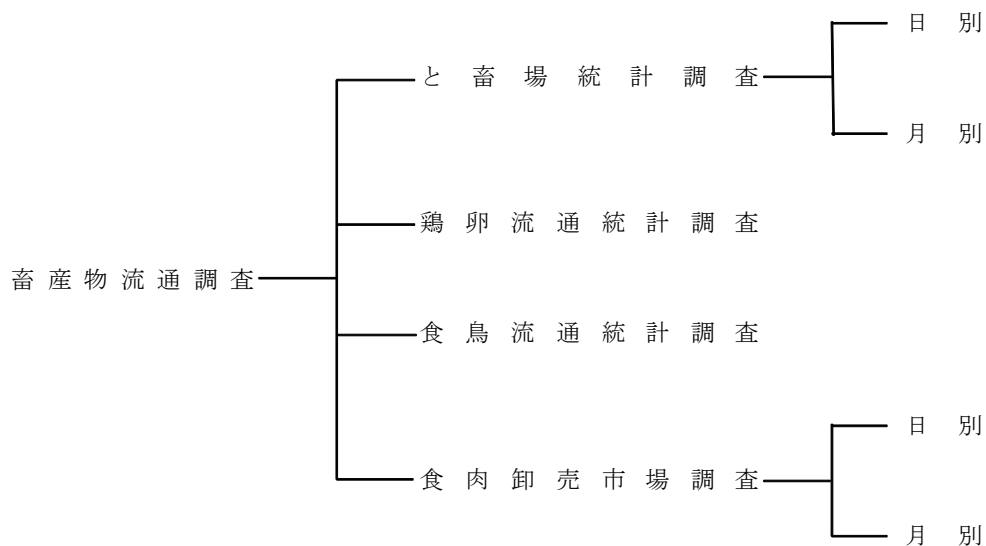
と畜場統計調査、鶏卵流通統計調査及び食鳥流通統計調査は、「統計法」（平成19年法律第53号）第19条第1項の規定に基づく一般統計調査である。

また、食肉卸売市場調査は、統計法上の統計調査には該当しない。

3 調査機関

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

4 調査体系



5 調査対象

(1) と畜場統計調査

全国の全てのと畜場

(2) 食肉卸売市場調査

全国の食肉中央卸売市場及び指定市場（地方卸売市場のうち畜産物の価格安定に関する法律に基づき指定されている市場）における全ての卸売会社

(3) 鶏卵流通統計調査

年間の直接集荷重量が10 t以上の集出荷機関のうち、各都道府県における直接集荷量（県内集荷分）の累計が総集荷量の60%以上となる集出荷機関

(4) 食鳥流通統計調査

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づき都道府県知事の許可を受けて設置された食鳥処理場のうち、肉用若鶏、廃鶏及びその他の肉用鶏の処理を行った全ての食鳥処理場

6 調査対象数

(1) と畜場統計調査

平成25年当初は191と畜場

(2) 食肉卸売市場調査

平成25年当初は食肉中央卸売市場（10市場）、指定市場（18市場）における卸売会社（28社）

(3) 鶏卵流通統計調査

平成25年は336集出荷機関

(4) 食鳥流通統計調査

平成25年は513食鳥処理場

7 調査期間

平成25年1月から12月までの1年間について調査した。

8 調査事項

(1) と畜場統計調査

肉畜種類別と畜頭数、子牛及び馬の枝肉重量

(2) 食肉卸売市場調査

豚及び成牛の規格別枝肉取引成立頭数、規格別枝肉取引重量並びに規格別枝肉取引価額

(3) 鶏卵流通統計調査

鶏卵の集荷量及び仕向先別出荷量

(4) 食鳥流通統計調査

肉用若鶏、廃鶏及びその他の肉用鶏の集荷先都道府県別集荷量（生体の羽数及び重量）並びに月別処理量（肉用若鶏の大規模処理場のみ）

9 調査方法

調査は、次のいずれかの方法により実施した。

(1) 調査対象者が作成した調査票データをオンラインにより収集する自計調査の方法

(2) 調査対象者が調査事項を収録した電磁的記録媒体を作成し、郵送又は電子情報処理組織により回収する自計調査の方法

(3) 地方組織から調査対象者に調査票を郵送で配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送又はFAXにより回収する自計調査の方法

(4) 統計調査員が調査対象者に対し面接による聞き取り又は関係諸帳簿の閲覧により

10 集計方法

(1) と畜場統計調査及び食肉卸売市場調査

ア と畜頭数、取引成立頭数、枝肉取引総重量及び枝肉取引総価額

都道府県別又は市場別の調査結果の積上げにより算出した。

イ 枝肉生産量

都道府県別と畜頭数にと畜場統計調査で把握した子牛若しくは馬の1頭当たり平均枝肉重量又は食肉卸売市場調査の結果から算出した豚若しくは成牛の1頭当たり平均枝肉重量を乗じて算出した。

ウ 卸売価格

各食肉卸売市場の枝肉取引総価額を枝肉取引総重量で除して算出した。

(2) 鶏卵流通統計調査

都道府県別月別の生産量、出荷量及び入荷量は、次の式により推定した都道府県内集荷量及び出荷先都道府県別出荷量を基に次式により集計した。

$$Y_i = \left(\frac{K}{T} + 1 \right) \times T_i$$

Y_i : 平成25年 i 月の都道府県内集荷量（又は出荷先都道府県別出荷量及びその合計）の推定値

T_i : 調査対象集出荷機関の平成25年 i 月の自都道府県内集荷量（又は出荷先都道府県別出荷量及びその合計）

T : 調査対象集出荷機関の平成24年1年間の自都道府県内集荷量（又は出荷先都道府県別出荷量及びその合計）

K : 調査対象以外の集出荷機関の平成24年1年間の自都道府県内集荷量（又は出荷先都道府県別出荷量及びその合計）

ア 生産量は、自都道府県内集荷量の推定値に自家消費量を加えて推定した。

なお、1か月分の自家消費量は、採卵養鶏農家1戸当たり年間消費量（営農類型別経営統計（個別経営）における採卵養鶏部門の生産現物家計消費額を鶏卵市況情報におけるM規格・中値の年平均卸売価格で除して算出）を12か月で除し、農林業センサスにおける販売目的の採卵鶏飼養農家数を乗じて推定した。

イ 出荷量は、出荷先都道府県別出荷量合計からの推定値である。

ウ 入荷量は、全ての都道府県の出荷先都道府県別出荷量を出荷先別都道府県毎に加算集計した。

(3) 食鳥流通統計調査

ア 処理羽数及び処理重量の都道府県計は食鳥処理場別結果の合計値であり、全国計は都道府県計の合計値である。

イ 肉用若鶏の月別処理量は、大規模処理場の結果を基に次の式により推定した。

(ア) 大規模処理場が存在する都道府県

$$\text{月別処理量 (都道府県)} = \frac{\text{大規模処理場の当月処理量}}{\text{大規模処理場の年間処理量}} \times \frac{\text{全処理場の年間処理量}}{\text{大規模処理場の年間処理量}}$$

(イ) 全国

$$\text{月別処理量 (全国)} = \frac{\text{大規模処理場が存在する都道府県の当月処理量}}{\text{大規模処理場が存在する都道府県の年間処理量}} \times \frac{\text{全処理場の年間処理量}}{\text{大規模処理場が存在する都道府県の年間処理量}}$$

※大規模処理場とは、年間処理量が1万t（約370万羽）以上の処理場をいう。

11 目標精度

本調査において、目標精度は設定していない。

12 用語の解説及び約束

(1) と畜場統計調査

と畜場	「と畜場法」（昭和28年法律第114号）に基づき、食肉に供する目的で獣畜をと畜又は解体するために設置された施設をいう。 なお、食肉卸売市場及び食肉センターに併設されているものを含む。
と畜頭数	と畜場において、肉畜を食用に供する目的でと畜した頭数（切迫と畜頭数も含む。）をいう。したがって、と畜場に入場しても、と畜禁止あるいはと畜解体後の内臓検査等において病畜と判定され、枝肉の全部が焼却又は廃棄されたものは食用に供されないため、と畜頭数から除外する。 なお、枝肉の一部が廃棄されても残存部がある場合には頭数（1頭）として数える。
成牛	生後1年以上の牛をいう。
和牛	黒毛和種、褐毛和種、日本短角種及び無角和種並びに和牛間交雑種の牛をいう。 この中には、肉の生産を目的とした肥育牛のほか、役用又は繁殖用の牛をもと牛とした肥育牛、繁殖用又は役用に飼養されていたが、老齢のために廃用されたもの及び繁殖障害等の理由で廃用された牛を含む。
乳牛	ホルスタイン種、ジャージー種等の乳用種及び乳肉兼用種の牛を

	いう。
交 雑 牛	乳牛と和牛又は外国牛（肉用専用種）との交雑種のことをいう。 和牛と外国牛（肉用専用種）との交雑種はその他の牛に含める。
そ の 他 の 牛	ヘレフォード種、アバディーンアンガス種、シャロレー種等の外国牛（肉用専用種）及び和牛と外国牛の交雑種などをいう。
去 勢	おす牛の精巣を除去した牛をいう。
お す	おす牛のうち、去勢された牛を除いた牛をいう。
子 牛	生後1年未満の牛をいう。
枝 肉 生 産 量	都道府県別と畜頭数にと畜場統計調査で把握した子牛及び馬の1頭当たり平均枝肉重量及び食肉卸売市場調査の結果から算出した豚、成牛の1頭当たり平均枝肉重量を乗じて算出した。
肉 豚 換 算 と 畜 頭 数	成牛、馬は豚4頭、子牛は豚1頭として換算したと畜頭数をいう。

(2) 食肉卸売市場調査

卸 売 市 場	「卸売市場法」（昭和46年法律第35号）に基づき、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設け、継続して開設されるものをいう。
中 央 卸 売 市 場	卸売市場法の規定により、地方公共団体が農林水産大臣の認可を受けて開設している仙台、さいたま、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島及び福岡の10市場（平成25年1月現在）である。
指 定 市 場	卸売市場法の規定により開設されている地方卸売市場のうち「畜産物の価格安定に関する法律」（昭和36年法律第183号）附則第10条の規定に基づき指定されている市場で、茨城、宇都宮、群馬、川口、山梨、岐阜、浜松、東三河、四日市、南大阪、姫路、加古川、西宮、岡山、坂出、愛媛、佐世保及び熊本の18市場（平成25年1月現在）である。

取引成立頭数	枝肉上場頭数のうち、卸売業者と売買参加者（仲卸業者を含む。）との間に取引が成立した頭数をいう。すなわち、食肉卸売市場で卸売された頭数である。
卸売価格	荷受会社が、仲卸業者又は売買参加者に売渡した枝肉の総価額を総重量で除して算出した価格をいい、消費税を含んだものである。
枝肉	と畜場において肉畜を食用に供する目的でと畜し、放血して、はく皮又ははく毛し、内臓を摘出した骨付きの肉のことをいう。 なお、牛や豚の枝肉を、脊柱の中心に沿って縦断したものを半丸又は半丸枝肉という。

(3) 鶏卵流通統計調査

生産量	鶏から食用、加工用、種卵、自家消費等として生産された卵の量をいい、奇形卵は含むが、収卵不可能な破卵、未熟卵は含めない。
出荷量	食用として販売した量をいい、自給量及び種卵・その他の量は、出荷量には含めない。
入荷量	鶏卵荷受機関、鶏卵問屋等に入荷した鶏卵の数量をいう。

(4) 食鳥流通統計調査

食鳥処理場	家きんを食用に供する目的でと鳥し、と体・中ぬき及び解体を行う事業所をいう。なお、調査の対象とする食鳥処理場には中ぬき及び解体の処理のみを行っている処理場を含めない。
食鳥	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第2条第1号で規定されている「食鳥、鶏、あひる、七面鳥その他一般に食用に供する家きん」をいう。
肉用若鶏	肉用鶏のうち、ふ化後3か月齢未満の鶏（「食鶏取引規格」の定義における「若どり」）をいう。

廃鶏	採卵を目的に飼養している鶏及び種鶏として飼養している鶏で、 廃用されたものをいう。
その他の肉用鶏	肉用鶏のうち、ふ化後3か月齢以上の鶏（「食鶏取引規格」の定義における「肥育鶏」、「親めす」及び「親おす」）をいう。 一般的に「地鶏」、「銘柄鶏」といわれるものを含むが、ふ化後3か月未満のものは肉用若鶏として扱っている。 なお、地鶏及び銘柄鶏の主なものとして、阿波尾鶏（徳島県）、丹波地どり（兵庫県）等がある。
出荷量(生体)	飼養者が食鳥処理場に出荷した羽数及び重量をいう。
処理量(生体)	食鳥処理場が処理した生体の羽数及び重量をいう。 なお、食鳥処理場がと体取引を行っている場合は、と体重量に平均換算係数1.1（生体重量／と体重量）を乗じて算出した。

13 統計表の見方等

(1) 統計表の地域区分

表中に用いた地域区分は、次のとおりである。

ア 全国農業地域区分

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

イ 農政局区分

地方農政局	所属都道府県名
東北農政局	アの東北の所属都道府県と同じ
北陸農政局	アの北陸の所属都道府県と同じ
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
近畿農政局	アの近畿の所属都道府県と同じ
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局	アの九州の所属都道府県と同じ

注：東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の結果は、全国農業地域の結果と同じであるため、統計表章はしていない。

(2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(3) 統計表に用いた記号は、次のとおりである。

「0」又は「0.0」：単位に満たないもの（例：0.4 t → 0 t、0.04%→0.0%）

「-」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

(4) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象者数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引により該当結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

14 ホームページ掲載案内

各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

この結果の分野別分類は「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」、品目別分類は「畜産（市場・流通）」に分類しています。

15 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課消費統計室 流通動向第1班

電話：代表 03-3502-8111 内線 3710

直通 03-3502-5947

FAX： 03-3593-2310